

老老発 0 4 2 8 第 1 号

平成 2 7 年 4 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局老人保健課長
(公印省略)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

今般、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年 3 月 8 日老企発第 40 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)を別紙のとおり、平成 27 年 4 月 28 日付けで一部改正及び適用しましたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

尚、介護療養型医療施設における療養機能強化型の基本施設サービス費の 4 月分の算定に係る取扱いについては、本来であれば平成 27 年 4 月 1 日迄に介護療養型医療施設(療養機能強化型)の基本サービス費に係る届出を提出すべきところであるが、今般の一部改正等の対応を踏まえ、当該届出の提出期限の延長を検討するなどの配慮をお願いしたい。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

（変更点は下線部）

改 正 前	改 正 後
第一 （略） 第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表 1・2 （略） 3 短期入所療養介護費 (1)～(4) （略） (5) 病院又は診療所における短期入所療養介護 ① （略） ② 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）（ⅱ）、（ⅲ）、（ⅴ）若しくは（ⅵ）若しくは（Ⅱ）（ⅱ）若しくは（ⅳ）又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）（Ⅲ）（ⅴ）若しくは（Ⅴ）を算定するための基準について イ～ニ （略） ホ 施設基準第14号ニ(2)ニbの「経管栄養」の実施とは、経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施を指す。<u>また、過去1年間に経管栄養が実施されていた者であって、経口維持加算を算定されているものについては、経管栄養が実施されている者として取り扱うものとする。</u>「インスリン注射」の実施においては、自ら実施する者は除くものであること。	第一 （略） 第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表 1・2 （略） 3 短期入所療養介護費 (1)～(4) （略） (5) 病院又は診療所における短期入所療養介護 ① （略） ② 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）（ⅱ）、（ⅲ）、（ⅴ）若しくは（ⅵ）若しくは（Ⅱ）（ⅱ）若しくは（ⅳ）又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）（Ⅲ）（ⅴ）若しくは（Ⅴ）を算定するための基準について イ～ニ （略） ホ 施設基準第14号ニ(2)ニbの「経管栄養」の実施とは、経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施を指す。<u>ただし、過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入院期間が1年以上である入院患者にあつては、当該入院期間中（入院時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であって、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されている者については、経管栄養が実施されている者として取り扱うものとする。</u>「喀痰吸引」の実施とは、<u>過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入院期間が1年以上である入院患者にあつては、当該入院期間中（入院時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であって、口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されている者（平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者）については、喀痰吸引が実施されている者として取り扱うものとする。</u>「インスリン注射」

へ・ト (略)

チ 施設基準第14号ニ(2)四における「生活機能を維持改善するリハビリテーション」とは、以下の考え方によるものとする。

a 可能な限りその入院患者等の居宅における生活への復帰を目指し、日常生活動作を維持改善するリハビリテーションを、医師の指示を受けた作業療法士を中心とする多職種の共同によって、療養生活の中で随時行うこと。

b・c (略)

リ (略)

(6)～(15) (略)

4～7 (略)

の実施においては、自ら実施する者は除くものであること。

へ・ト (略)

チ 施設基準第14号ニ(2)四における「生活機能を維持改善するリハビリテーション」とは、以下の考え方によるものとする。

a 可能な限りその入院患者等の居宅における生活への復帰を目指し、日常生活動作を維持改善するリハビリテーションを、作業療法士を中心とする多職種の共同によって、医師の指示に基づき、療養生活の中で随時行うこと。

b・c (略)

リ (略)

(6)～(15) (略)

4～7 (略)